

都留市史

通史編

第二節 非常取締りと幕府の崩壊

非常取締組合と 安政五年（一八五八）各国との間に締結された通商和親条約は、条約勅許問題という新しい政争筑波勢の西上の火種を点じた。朝廷による承認を得ぬまま結ばれた条約であったから、幕府と朝廷間に新しい政治的対立と緊張を生み、尊皇攘夷運動を激化させていった。これに対し、皇妹和宮と將軍家茂との政略結婚による朝・幕間の政治的安定を計る公武合体へと政治的混乱が続く中で、安政の大獄・桜田門の変・生麦事件や暗殺など血なまぐさい事件が相つぎ、治安は極度に乱れ、無宿・盜賊が横行するようになった。

天保期すでに甲州無宿は社会的な問題となっていたが、特に都留郡は相武に隣接し、上州とも近く、駿州にも至近の上、郡内は絹織物の産地として経済的にも活動が活発であることから、無宿者が各地から多く入込み、風儀を乱す一因となっていた（同前 六八九）。そして、万延元年（一八六〇）には年間二五人もの無宿が捕えられ、谷村陣屋に入牢させられ、多額の費用を必要としていた（近世Ⅱ六九〇）。その費用は、年間米三一石八斗余、金二五兩一分余、銀一貫五七七匁余であり、いかに多数の無宿が横行していたか、その一端を窺うことができる。

このような政治的混乱と治安の乱れの中にあって、文久三年（一八六三）、非常御用取締仕法として、非常取締のため「強壯人」とよばれた、村々選抜の者による警備組織の設置が村々に申渡された。その必要性については、政治的混乱に乗じた無頼博徒の類が徘徊することが予測されるとし、事態急変に対応して代官所限りの防備が必要であると説明された。特に都留郡は、悪徒が多く紛れ込み、良民に害を加え、また百姓の内にも狂暴な者が少

表9-3 非常取締組合

組名	村名	村数	人数	詰所
上谷村組	上谷村	1	195	谷村陣屋・延着手薄場所援勢
下谷村組	下谷村	1	210	〃
1 番組	山中・平野・忍草・長池内野	5	72	山中御番所・平野村駿州口木戸
2 〃	上吉田・松山・新屋	3	238	〃
3 〃	下吉田・小明見・大明見新屋	4	391	小明見村米倉橋木戸・船津村赤坂木戸
4 〃	船津・勝山・成沢・大石・浅川・小立・大嵐・長浜川口	9	284	御坂・芦川その外八代口々駿州口
5 〃	上暮地・下暮地・鹿留・夏狩・倉見・十日市場・境・小沼	8	321	上谷村木戸・十日市場細木橋
6 〃	川棚・薄原・平栗・加畑・金井・大幡・中津森	7	53	院辺橋
7 〃	小野・法能・玉川・菅野・熊井戸・戸沢・与繩・朝日馬場・朝日曾雄	8	139	川棚橋
8 〃	道志	1	53	相州口
9 〃	秋山	1	73	〃
10 〃	古川渡・田野倉・川茂・井倉・小形山・四日市場	6	101	川茂橋
11 〃	下初狩・中初狩・白野・吉ヶ久保・黒野田	5	228	大月橋・笹子口
12 〃	真木・花咲・大月・駒橋・殿上・猿橋	6	192	下谷村木戸
13 〃	朝日小沢・小沢・藤崎・小篠	4	70	御四初蔵
14 〃	畑倉・葛野・林・奈良子・瀬戸・駒宮・浅川・奥山・下和田・岩殿・強瀬・浅利	12	235	大猿橋
15 〃	鳥沢・袴着・宮谷	3	105	〃
16 〃	川合・塩瀬・立野・綱之上・四方津・新倉	6	163	霧嶋村相州口
17 〃	犬目・上大野・下大野・野田尻・大門・霧川・桑久保・芦垣・大曾沢・大倉・和見	11	205	境川御番所
18 〃	上野原・ハツ沢・松留・新田・下霧嶋・上霧嶋	6	289	〃
19 〃	桐原	1	78	武州口々
20 〃	西原・小菅	2	75	〃
21 〃	丹波山	1	349	大菩薩境口・武州口
合 計		111	4119	24ヶ所

注 近世II50により作成。

くなく、長脇差を帯し、御法制に背く者も間々ある国柄であり、非常の際には特別の取締りがなされなくては、どのような事態が生ずるか計り難い地域であるから、非常取締りの必要があるとしている。この仕法書は、この時期の政治的混乱に起因する郡内の社会的状況への対応を端的に示している。

この申渡を受けて各村々では、強壯人の選抜と、一か月交代での取締りの実施、そのための諸費用の負担を決め、連印帳を作って谷村役所に届け出ている。これは村内での取扱いであるが、その後各村の強壯人による取締り組織を組合村ごとにまとめ、更に郡内全域を一本化する「非常取締組合」へと発展させることとなった。そして各村ごとに「非常取締役」をおき、各単位組合村ごとに「非常取締世話役」と「非常取締世話役助」とがおかれた。このようにして上下谷村各組の他一番から二番まで、計二三組の非常取締組合が郡内全域に配されることとなった。

この計二三組の組合村々は、表九―三に見る通り一か村から一四番組の一二か村まで村数を異にし、人数も一組合六・八番組の五三人から三番組の三九一人まで様々であったが、郡内一一一か村全村によって、合計四一九人の強壯人をもって組織し、二四か所以上の木戸・橋・口々と、山中・境（諏訪）の二番所の警備にあたることになっていた。そしてその警備は、谷村を中核として谷村と郡内四周とに同心円的配備がなされており、組合は、自村の日常的取締と、有時の際の谷村と郡内の警備とを任務とする軍事的組織であった。その点からすると「代官所限り」の組織である非常取締組合とは、幕府軍事警察力の補助組織に位置付けられていたといえる。

非常取締組合は、軍事警察組織である故に各組とも旗印（口絵参照）を持ち、世話役は陣笠に裁付袴・野羽織・取締役は陣笠に股引・半天・野羽織でいすれ帯刀に十手を差すという、与力・同心同様の服装が許された。しかし、その組織は日頃竹鎗・鉄砲で武装していても、その必要経費は各村方で賄われ、各村方では毎年高

割と軒別割を各五分づつとして負担した（近世Ⅱ四七）。しかし、その額を見ると、七番組の元治元年の場合、法能村三〇両、小野・菅野熊井戸・玉川・戸沢・朝日馬場・朝日曾雄村各二〇両、与繩村一七両計一六七両が出金されている。その多額な負担に驚かされる。

しかし、負担は金だけでなかった点に問題があった。強壯人に選抜される者は、一家の働き手であり、家計の重要な担い手であったが、それが日常的に自村内取締りや詰所での警備のため、出役することであった。その対応のため鹿留村宮下組では強壯人を五組に分け、六日交代をもって勤務することとし、他出する場合は一日一夜限りとして交代するなどの方法を取決めていた（近世Ⅱ五一）。

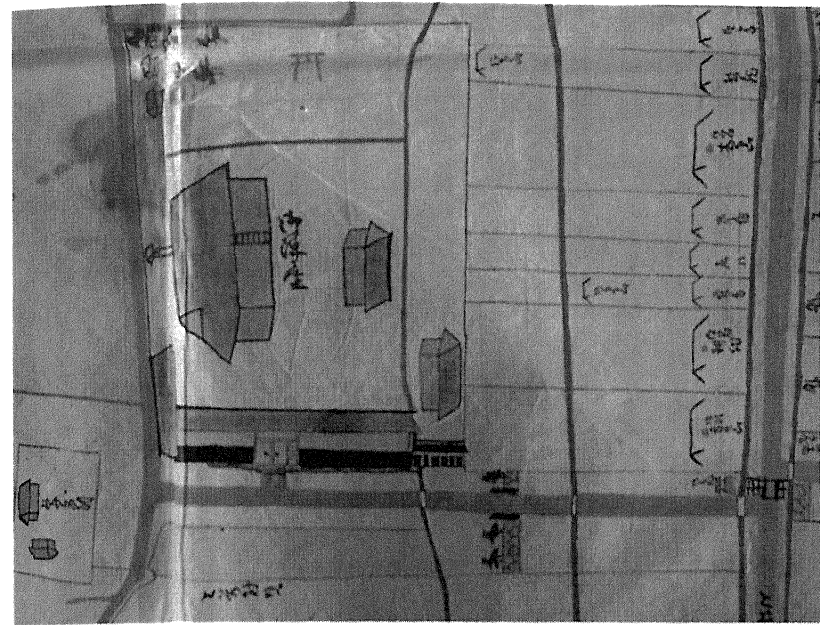
こうした中で、元治元年（一八六〇）になると、禁門の変によって長州藩が敗退すると、尊皇攘夷運動は大きな転換期を迎えた。長州藩に対する四国連合艦隊の下関砲撃と第一次長州征伐、水戸藩尊攘派の筑波勢の敗北と西上と政局は目まぐるしく動いていった。この内筑波勢の西上は、一〇月二五日そのことを決定すると、中山道方面を経て京都に向う噂が流れ、中山道に下諏訪で結ばれる甲州道中筋は緊張し、警備のため幕府の諸隊が都留郡内を通り西進していくなど、江戸と甲府・諏訪方面との公的往来が激しくなっていた。

武田耕雲斎に率いられる筑波勢は、十一月一日京都に向け出発し、那須野・本庄・藤岡・富岡・下仁田を経て内山峠を越えて信州佐久郡長久保に出た後、中山道を通り、十一月二〇日和田峠で諏訪・松本両藩兵と戦い、三州往還に入り飯田からさらに西進していった。この間、甲州道中筋には様々な情報が流れ、青梅辺に來たとか、青梅から信州に間道を抜けるとか、甲府に入るとか、甲州逸見筋平沢・長沢に泊り込んだなどの不確実の情報に一喜一憂している。しかし、十一月二〇日になり上諏訪宿問屋小平清右衛門から甲府柳町問屋加藤源六郎宛の書状により、下諏訪での状況が正確に伝えられた。この書状の写しは加藤から石和宿以東の間屋宛に二一日付で継

送られ、郡内へも伝えられた（『賊徒追討御手配之次第御触書万聞留』石和宿問屋後藤家文書）。

この頃になって、筑波勢の容易ならぬ戦力に驚いてであろう幕府は討伐部隊を急遽西に向せた。その最初は御使番長田六左衛門と人数四〇人余、八王子千人同心隊頭山本弥左衛門以下二〇〇人ばかりが、剣付鉄砲で二列従隊で進軍する後から、御使番が駕籠に乗り隊列を整えて甲府に向った。その後甲府警衛のための講武所の役々、甲府勤番支配水野大和守一行一五〇人、八王子千人同心頭原加藤次隊七〇人、同窪田喜八郎隊七〇人、同石坂弥次右衛門隊など五隊三二〇人ほど、また若年寄本多能登守をはじめ御先手・鉄砲方・御目付・御使番・御徒目付・御小人目付・御普請役等の一隊四〇〇人、歩兵差國役以下歩兵九〇人、歩兵頭以下四隊一九〇人、大目付大久保帯刀隊歩兵一〇〇人、関東取締役一行一五人の他、越後新発田城主溝口主膳正家老一行四五〇人、信州飯田城主堀石見守一行四〇〇人が国許の変事に備えて急行するなど、続々と二二日頃から二八日頃にかけて西上していった。その人数は実に二五〇〇人にも達し、各宿場は助郷を動員して、その継立御用にあたりねばならず、一二月五日頃から始まった江戸への引上げにも動員されたのであった。

幕府の崩壊と谷 元治元年（一八六〇）に起った筑波勢の西上の様子を見ても、たしかに最後は武田耕雲斎以下八村陣屋の廃止 二三名の者たちが、加賀藩に降ることによりやくにして決着がついたが、十一月一日以来一二月二〇日まで、約二か月間にわたりその行動の自由を許した。またこの年第一次征長が行われて、長州藩は恭順の意を表したものの、その後降伏条件を履行せず、翌慶応元年（一八六〇）再び征長のため將軍は大坂城に入り、そこで病歿し、翌二年九月休戦を命じ、撤兵することとなった。幕府はその威信を保ち、天下に号令する力はずでに残っていなかった。そして、事態は慶応三年（一八六七）一二月九日の王政復古と、翌正月三日に鳥羽伏見の戦いに始まる戊辰戦争へと進展していった。



文久3年（1863）の谷村陣屋と学問所（竜王町 平井昭三家蔵）

將軍徳川慶喜は、慶応三年一〇月三日大政奉還を願い出て、翌四日朝廷はこれを許可し、四日慶喜は將軍職を辞退する。しかし、大政奉還を許可しても朝廷には行政的機能はなく、一〇月二〇日慶喜から政務に関する八か条からなる伺書を提出すると、朝廷は従来通り徳川氏に行政を委任する方針を伝えた（『復古記』慶応三年一〇月一九日〜二六日）。したがって、全国支配を行って来た幕府による行政組織は、そのまま従来通り維持されることとなった。このことは、鳥羽伏見の敗戦後直ちに江戸に帰った慶喜が、ひたすら謹慎し恭順の意を示す中で続いたが、東征軍の江戸への進撃の間に次第に変えられていった。

幕府直轄といえる甲州の場合、代官支配は当面そのまま続いた。当時石和代官は柴田桂次郎であり、都留郡内もその支配の下におかれていた。後に偽勅使として処罰される皇太后宮少進

高松実村一行が甲府に入るのは、慶応四年（一八六八）二月三日であったが、官軍は中山道先鋒監軍西尾遠江之助が因州土州両藩兵を率いて三月四日に甲府に入り、翌五日には東山道総督参謀板垣退助が、諏訪・松代藩兵とともに甲府に入った。その頃二月三日江戸を出立した幕府甲陽鎮武隊は近藤勇に率いられ、三月一日八王子、二日与瀬、三日駒橋・大月、四日駒銅に泊り甲府を目指していた。この官軍と近藤の幕軍とが衝突したのが柏尾（勝沼町）であり、近藤等は敗走する。しかし、このことは谷村陣屋内に新しい動揺をひきおこした。

それ以前にすでに両谷村名主は郡中代を無断退任していた。その理由は不明であるが、谷村陣屋のおかれた政治的動向と無関係でなかった。その後に選ばれた小沼村横田平八外五人はまた「事好之者」と評価され、代官や手代手附と特別な関係のある者と非難される。そして新選組に好意的な陣屋役人清水順造とは特に深い関係にあり、清水が郡中非常取締組合の出動を命じ、近藤等の敗走とともに失踪すると、郡中代とともに谷村陣屋に立入らなくなった。そして、竹内黎一郎・秋山復太郎の両人が陣屋役人として残りはしても、慶応四年三月には谷村陣屋はその機能を失っていた。このために直接石和陣屋附にして欲しいという願書が郡内四六か村から谷村陣屋に提出されている（近世Ⅱ三三）。幕府崩壊とともに、その地方支配機構としての陣屋は、その機能を官軍の支配領域拡大につれ、失いつつあったのである。

その後、一月五日新政府は甲斐府をおき、三分代官をそのまま旧幕府の制度をもって支配にあたり、代官を知県事と変えた。そして甲斐府を甲府県と変えるのは翌明治二年（一八六九）七月二十八日であり、ここに三知県事の下での三部郡政局も廃し、全て甲府県の本庁に統合しようとしたのであったが、しかし石和郡政局のみは翌明治三年（一八七〇）三月に至って統合となった。そして都留郡に関しては、谷村出張所において支庁として郡内の事を掌り、決裁を本庁に仰ぐこととした。谷村出張所は旧谷村陣屋の建物が用いられたが、ここに代官支配の下で谷村陣屋は廃されたのであった。

谷村支庁の職務

谷村支庁は、明治三年一〇月に設置され、役人を数人置いて、都留一郡の事務を扱うことになったが、江戸期の代官所の出張陣屋がそのまま谷村出張所になり、また谷村支庁になったが、この役所の職務は明治六年四月の史料によると次のようになっている。

- ① 殺傷変死行倒失火などの届書は一通を裁判所へ廻し、事故あるものは立ち会い、異変ないものは支庁限りとする。
 - ② 盗難の場合は一通は裁判所、一通は本庁へ持参する。
 - ③ 困窮者、逃亡した者は一通を裁判所へ、尋ね方は支庁限りで行う。
- といったことが取り決められている。

この谷村支庁は、谷村区裁判所とともに明治六年五月に廃庁になっている。代わって官員出張によって一通りの事務を扱うことになった。廃庁の理由として「御一新以来、谷村支庁を置き都留郡の事務を取り扱ってきたが、諸事革新の時期でもあり、この際閉庁し、来る二四日より外三郡と同様に全て本庁に於いて事務を取り扱うことになった」と述べられている。

ただ、いきなり閉庁といただけでは、不便になるばかりなので願伺い届出の書類の簡素化が進むまでは、受付伝達のために官員を出張させるという措置をとっている。谷村に出張官員を置くだけでなく、明治六年八月から下谷村、下吉田、上野原とともに取締出張所を配置している。山梨県内の一六出張所の一つである。